

## 第七二回

### 参第六号

診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律（案）

診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

診療放射線技師法

第一条中「及び診療エックス線技師」を削る。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削る。

第三条の見出しを「（免許）」に改め、同条第一項中「診療放射線技師試験」の下に「（以下「試験」という。）」を、「免許」の下に「（以下「免許」という。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定による」を削り、同項を同条第二項とする。

第四条中「前条第一項又は第二項の規定による」及び「（以下「免許」という。）」を削る。

第五条第二号中「又は診療エックス線技師」を削る。

第六条中「又は診療エックス線技師籍」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第七条の見出し中「及び診療エックス線技師籍」を削り、同条中「、都道府県に診療エックス線技師籍を」と及び「それぞれ」を削る。

第八条第一項中「又は都道府県知事」及び「又は診療エックス線技師免許証」を削り、同条第二項中「又は都道府県知事」を削り、同条第三項中「又は住所地の都道府県知事」を削る。

第九条第一項及び第二項中「又は診療エックス線技師」及び「又は都道府県知事」を削り、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第五項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第十条第一項中「又は都道府県知事」を削り、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「又は都道府県知事」を削り、「行なわないで」を「行わないで」に改める。

第十一条中「又は住所地の都道府県知事」を削る。

第十二条第一項中「又は診療エックス線技師」及び「又は住所地の都道府県知事」を削る。

第十三条第一項中「又は診療エックス線技師」及び「又は都道府県知事」を削り、同条第二項中「又は診療エックス線技師籍」を削る。

第十四条を次のように改める。

#### 第十四条 削除

第十五条第一項中「又は診療エックス線技師」を削り、「失踪」を「失<sup>そ</sup>う」に改め、「又は住所地の都道府県知事」を削る。

第十六条中「及び診療エックス線技師籍」及び「、住所」を削り、「失踪」を「失<sup>もう</sup>そう」に改める。

第十七条中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に攻め、「又は診療エックス線技師」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第十八条中「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」を「試験」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一項中「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」を「試験」に、「診療放射線技師診療エックス線技師試験委員」を「診療放射線技師試験委員」に改め、同条第二項中「診療放射線技師診療エックス線技師試験委員」を「診療放射線技師試験委員」に改め、「又は診療エックス線技師」を削り、同条第三項中「診療放射線技師診療エックス線技師試験委員」を「診療放射線技師試験委員」に改める。

第二十条を次のように改める。

(受験資格)

第二十条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、診療放射線に関する正規の課程を修めて卒業した者
- 二 外国の診療放射線に関する学校を卒業し、又は診療放射線技師の免許に相当する外国の免許を受けた者で、厚生大臣が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

第二十一条第一項中「診療放射線技師診療エックス線技師試験委員」を「診療放射線技師試験委員」に、「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に改め、同条第二項中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」及び「診療放射線技師試験及び診療エックス線技師試験」を「試験」に改める。

第二十二条中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に改める。

第二十三条中「診療放射線技師試験又は診療エックス線技師試験」を「試験」に改め、「並びに第二十条（受験資格）第一項第一号及び第二号の学校又は診療放射線技師養成所の指定並びに同条第二項第一号の学校又は診療エックス線技師養成所の指定に関し必要な事項」を削る。

第二十四条第一項中「、診療放射線技師又は診療エックス線技師」を「又は診療放射線技師」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十五条第一項中「又は診療エックス線技師」及び「若しくは診療エックス線技師」を削り、「これら」を「これ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十六条第一項中「又は診療エックス線技師」及び「又は百万電子ボルト未満の工

エネルギーを有するエックス線」を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「又は診療エックス線技師」を削り、「行なつて」を「行つて」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十七条第一項各号列記以外の部分中「又は診療エックス線技師」及び「又は百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線」を削り、同条第二項中「又は都道府県知事」を削り、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改める。

附則第九項中「第三条（免許）の規定にかかわらず」を「従前の例により」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

（受験資格の特例）

2 この法律の施行の際現に改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（以下「旧法」という。）第二十条第一項の規定に該当する者又はこの法律の施行の際現に同項第一号に規定する学校若しくは診療放射線技師養成所であるものにおいて、三年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した診療放射線に関する科目を昭和五十四年三月三十一日までに修めた者は、当分の間、診療放射線技師法（以下「新法」という。）第二十条の規定にかかわらず、診療放射線技師試験を受けることができる。

3 旧法の規定による診療エックス線技師の免許を受けた者（附則第六項の規定により免許を受けた者を含む。）、旧法附則第九項に規定する者又は昭和五十四年三月三十一日までに次項の試験の受験資格を取得した者で、この法律の施行後次の各号のいずれかに該当するに至つたものは、当分の間、新法第二十条の規定にかかわらず、診療放射線技師試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項第二号に規定する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学であるものを除く。）又は診療放射線技師養成所であるものにおいて、一年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した診療放射線に関する科目を昭和五十五年三月三十一日までに修めた者

二 この法律の施行の際現に旧法第二十条第一項第二号に規定する学校であるもの（学校教育法に基づく大学であるものに限る。）において、一年以上在学し、かつ、厚生大臣の指定した診療放射線に関する科目の単位を修めた者

三 厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者  
（診療エックス線技師試験）

4 診療エックス線技師試験は、昭和五十四年三月三十一日までは、なお従前の例により行う。

5 この法律の施行の際現に旧法第二十条第二項の規定に該当する者又はこの法律の施行の際現に同項第一号に規定する学校若しくは診療エックス線技師養成所であるものにおいて、二年以上修業し、かつ、旧法第二条第三項に規定する診療エックス線技師と

して必要な知識及び技能に関する科目で厚生大臣の指定したものを昭和五十四年三月三十一日までに修めた者は、前項の試験を受けることができる。

( 診療エックス線技師試験の合格者 )

- 6 旧法の規定による診療エックス線技師試験 ( 附則第四項の試験を含む。 ) に合格した者に対しては、従前の例により、診療エックス線技師の免許を与えることができる。

( 診療エックス線技師の免許を受けた者 )

- 7 旧法の規定により診療エックス線技師の免許を受けた者 ( 新法附則第九項の免許又は前項の免許を受けた者を含む。 ) は、診療エックス線技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、従前の業務を行うことができる。

- 8 前項に規定する者に対する旧法の規定 ( 罰則を除く。 ) の適用については、なお従前の例による。

( 罰則 )

- 9 この法律の施行前にした行為、診療エックス線技師試験又は診療エックス線技師の免許に関してこの法律の施行後にした行為及び附則第七項に規定する者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

( 診療エックス線技師法の一部を改正する法律の一部改正 )

- 10 診療エックス線技師法の一部を改正する法律 ( 昭和四十三年法律第六十三号 ) の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新法第二十条第一項」を「診療放射線技師法 ( 昭和二十六年法律第二百二十六号 ) 第二十条」に改める。

附則第五項中「新法第二十条第一項」を「診療放射線技師法第二十条」に改める。

附則第八項中「新法第二十四条第二項 ( 診療エックス線技師に係る禁止行為 ) 」を「診療放射線技師法第二十四条第一項 ( 禁止行為 ) 」に、「新法第二条第二項」を「同法第二条第二項」に改める。

附則第九項中「新法」を「診療放射線技師法」に改める。

( 関係法律の整理等 )

- 11 前九項に規定するもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

## 理 由

診療放射線技師及び診療エックス線技師の制度を統合し、その資質の向上を図るため診療放射線技師試験の受験資格を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。